

社会福祉法人函館共愛会

定 款

社会福祉法人函館共愛会定款

第1章 総則

（目的）

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（1）第一種社会福祉事業

- （イ）特別養護老人ホームの経営
- （ロ）軽費老人ホーム（ケアハウス）の経営
- （ハ）養護老人ホームの経営

（2）第二種社会福祉事業

- （イ）幼保連携型認定こども園の経営
- （ロ）幼保連携型認定こども園地域子育て支援拠点事業の経営
- （ハ）幼保連携型認定こども園一時預かり事業の経営
- （ニ）老人デイサービス事業の経営
- （ホ）老人短期入所事業の経営
- （ヘ）放課後児童健全育成事業の経営

（名称）

第2条 この法人は、社会福祉法人函館共愛会という。

（経営の原則等）

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

（事務所の所在地）

第4条 この法人の事務所を北海道函館市宮前町 33 番 11 号に置く。

第2章 評議員

（評議員の定数）

第5条 この法人に評議員 7 名以上 10 名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員2名の合計4名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

（評議員の任期）

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第8条 評議員に対して、各年度の総額が50万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

（構成）

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 11 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 12 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 13 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 14 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名が、議事録に署名する。

第 4 章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第 15 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6 名以上 9 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長とする。

- 3 理事長以外の理事のうち1名を常務理事として置くことができる。
- 4 前項の常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。
- 5 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第16条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第19条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

（役員及び会計監査人の解任）

第 21 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- （1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- （2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- （1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- （2）会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
- （3）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

（役員及び会計監査人の報酬等）

第 22 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準（役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程）に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

（職員）

第 23 条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の本部事務局長、施設の長及び理事長が重要と認める職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

（構成）

第 24 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第 25 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- （1）この法人の業務執行の決定
- （2）理事の職務の執行の監督
- （3）理事長及び業務執行理事の選定及び解職

（招集）

第 26 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 27 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 28 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名する。

第 6 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 29 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の 4 種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

＜土地＞

- (1) 北海道函館市新川町 14 番 1、13 番 1 所在の幼保連携型認定こども園中央認定こども園敷地 2 筆（延地積 1,158.20 m²）
- (2) 北海道函館市中島町 129 番 37 所在の幼保連携型認定こども園ゆりかご認定こども園敷地 1 筆（延地積 547.34 m²）
- (3) 北海道函館市中島町 84 番 1、84 番 2、84 番 3、84 番 4 所在の特別養護老人ホーム函館共愛会愛泉寮敷地 4 筆（延地積 4,858.45 m²）
- (4) 北海道函館市榎本町 77 番 5、77 番 6、77 番 7 所在の幼保連携型認定こども園つくし認定こども園敷地 3 筆（延地積 988.57 m²）
- (5) 北海道函館市川汲町 986 番 13 所在の特別養護老人ホームみなみかやべ荘敷地 1 筆（地積 10,000 m²）
- (6) 北海道上磯郡知内町字重内 978 番、977 番、976 番、975 番所在の特別養護老人ホーム知内しおさい園の敷地 4 筆（延地積 10,022.9 m²）
- (7) 北海道函館市弥生町 1 番 4 所在の幼保連携型認定こども園はこだて元町認定こども園敷地 1 筆（延地積 1,576.44 m²）
- (8) 北海道函館市宮前町 37 番 1、37 番 3、37 番 4、37 番 5 所在の幼保連携型認定こども園かめだ認定こども園敷地 4 筆（延地積 2,848.39 m²）
- (9) 北海道函館市鍛冶 1 丁目 1 番 2 所在の幼保連携型認定こども園鍛冶さくら認定こども園用地 1 筆（地積 210.58 m²）

<建物>

- (1) 北海道函館市新川町 14 番地 1、13 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建幼保連携型認定こども園、中央認定こども園園舎 1 棟 (延面積 703.95 m²)
- (2) 北海道函館市中島町 84 番地 4、84 番地 1、84 番地 2、84 番地 3 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根地下 1 階付 4 階建特別養護老人ホーム、函館共愛会愛泉寮寮舎 1 棟 (延面積 9,703.12 m²)
- (3) 北海道函館市中島町 129 番地 37 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建幼保連携型認定こども園、ゆりかご認定こども園園舎 1 棟 (延面積 482.74 m²)
- (4) 北海道函館市駒場町 25 番地 67 所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平家建幼保連携型認定こども園、駒場認定こども園園舎 1 棟 (延面積 486 m²)
- (5) 北海道函館市榎本町 77 番地 5、77 番地 6 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建幼保連携型認定こども園、つくし認定こども園園舎 1 棟 (延面積 590.32 m²)
- (6) 北海道函館市川汲町 986 番地 13 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建特別養護老人ホーム、みなみかやべ荘荘舎 1 棟 (延面積 1,752.42 m²)
- (7) 北海道函館市川汲町 986 番地 14、986 番地 13 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建サービスセンターみなみかやべ荘荘舎 1 棟 (延面積 376.84 m²)
- (8) 北海道上磯郡知内町字重内 976 番地、975 番地、977 番地、978 番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建特別養護老人ホーム、知内しおさい園園舎 1 棟 (延面積 1,808.91 m²)
- (9) 北海道上磯郡知内町字重内 975 番地、974 番地、976 番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建ケアハウスしおさい園、老人短期入所施設しおさい園、在宅介護支援センターしおさい園園舎 1 棟 (延面積 3,645.14 m²)
- (10) 北海道函館市鍛冶 1 丁目 1 番地 13、1 番地 35 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建幼保連携型認定こども園、鍛冶さくら認定こども園園舎 1 棟 (延面積 933.44 m²)
- (11) 北海道函館市西旭岡町 3 丁目 239 番地 2 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建養護老人ホームまろにえ舎 1 棟 (延面積 5,251.49 m²)
- (12) 北海道函館市赤川町 161 番地 2 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建幼保連携型認定こども園、赤川認定こども園園舎 1 棟 (延面積 992.69 m²)
- (13) 北海道函館市川汲町 1601 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建幼保連携型認定こども園、南かやべ認定こども園園舎 1 棟 (延面積 1,012.01 m²)
- (14) 北海道函館市弥生町 1 番地 4 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建幼保連携型認定こども園、はこだて元町認定こども園園舎 1 棟 (延面積 1,038.30 m²)
- (15) 北海道函館市宮前町 37 番 1、37 番地 3、37 番地 4、37 番地 5 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建幼保連携型認定こども園、かめだ認定こども園園舎 1 棟 (延面積 1,480.89 m²)

3 収益事業財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

<土地>

- (1) 北海道函館市宇賀浦町 1 番 3、1 番 4、10 番 1、11 番 2、11 番 3、12 番 1、12 番 5、12 番 7 の敷地 8 筆 (延地積 10,694.27 m²)
- (2) 北海道函館市新川町 13 番 7、14 番 3 の敷地 2 筆 (延地積 337.88 m²)

4 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。

- 5 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第 37 条に掲げる公益を目的とする事業及び第 38 条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 6 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第 30 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、北海道知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、北海道知事の承認は必要としない。

- （1）独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- （2）独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）
- （3）社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。

（資産の管理）

第 31 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第 32 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、理事会の承認を受けた後評議委員会に報告するとともに、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第 33 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 6 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- （1）事業報告
- （2）事業報告の附属明細書
- （3）貸借対照表
- （4）収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- （5）貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第34条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第35条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第37条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 居宅介護支援事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 収益を目的とする事業

(種別)

第38条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

(1) 宇賀浦町及び新川町の土地の貸付事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない

ない。

（収益の処分）

第 39 条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号）第 13 条及び平成 14 年厚生労働省告示第 283 号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第 9 章 解散

（解散）

第 40 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第 41 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 10 章 定款の変更

（定款の変更）

第 42 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、北海道知事の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を北海道知事に届け出なければならない。

第 11 章 公告の方法その他

（公告の方法）

第 43 条 この法人の公告は、電子公告、官報又は新聞に掲載する方法により行う。

（施行細則）

第 44 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理 事	宗藤大陸	監 事	齊藤栄三郎
〃	葛西民也	〃	持木金太郎
〃	恩賀徳之助		
〃	相馬雄二		
〃	山崎松次郎		
〃	岡本康太郎		

昭和56年	1月24日	一部改正	昭和57年	11月13日	一部改正
昭和58年	1月29日	一部改正	昭和60年	7月16日	一部改正
昭和61年	3月29日	一部改正	昭和63年	2月20日	一部改正
平成 元年	5月27日	一部改正	平成 4年	8月22日	一部改正
平成 5年	3月30日	一部改正	平成 5年	8月17日	一部改正
平成 5年	12月 9日	一部改正	平成 6年	9月 3日	一部改正
平成10年	3月28日	一部改正	平成11年	5月28日	一部改正
平成12年	5月30日	一部改正	平成12年	9月13日	一部改正
平成13年	9月 8日	一部改正	平成14年	12月13日	一部改正
平成17年	3月25日	一部改正	平成17年	7月29日	一部改正
平成18年	3月24日	一部改正	平成19年	5月29日	一部改正
平成19年	9月27日	一部改正	平成21年	3月24日	一部改正
平成21年	9月17日	一部改正	平成22年	5月28日	一部改正
平成24年	3月26日	一部改正	平成25年	5月27日	一部改正
平成26年	12月15日	一部改正	平成27年	7月16日	一部改正
平成28年	1月 8日	一部改正	平成28年	8月 3日	一部改正
平成29年	4月 1日	新制度改正	平成30年	10月15日	一部改正
令和 元年	6月 1日	一部改正	令和 元年	9月30日	一部改正
令和 2年	4月20日	一部改正	令和 2年	5月14日	一部改正
令和 2年	9月14日	一部改正	令和 4年	4月 1日	一部改正
令和 4年	9月 5日	一部改正	令和 5年	9月17日	一部改正
令和 6年	8月13日	一部改正	令和 7年	1月23日	一部改正
令和 7年	4月 1日	一部改正	令和 7年	7月25日	一部改正
令和 7年	9月30日	一部改正	令和 7年	12月16日	一部改正
令和 8年	3月23日	一部改正			